

東三河広域連合
第2期広域計画
(改定版)
[令和2年度～令和6年度]

東三河広域連合

東三河広域連合設立趣意

東三河地域は、沿岸部から山間部に及ぶ多様な地勢と豊かな自然を有し、古（いにしえ）より、歴史や文化に根差したさまざまな営みの中で、互いに支え合いながら発展してきました。

現在、私たちは、経済のグローバル化や人口減少・少子高齢化など、社会構造の変化に伴う、いまだ経験したことのない課題に直面しています。

また、国においては、基礎自治体が自らの責任と判断において地域の諸課題に対応できるよう、中央集権体制から分権型社会の構築に向けた動きを進めており、地方行政には、個々の自治体経営のみならず、広域的な視点に立った行政運営が求められています。

こうした流れの中で、東三河8市町村では、地域が将来にわたって持続的に発展していくためには、市町村の枠を越えた新たな広域連携体制が必要との共通認識から、そのあり方について検討してきました。

東三河地域にもっともふさわしい形、それは、これまで培ってきた広域連携を礎に、各市町村の自主・自立を尊重しつつ共通の理念と目標を掲げ、広域的な地域づくりを推進する力をもった組織を構築することです。そして、住民の総意に基づくこの組織の取り組みは、構成市町村において最大限に尊重され、その成果はすべての住民が享受できるものでなければなりません。

そこで、私たち東三河8市町村は、「東三河はひとつ」を合言葉に地域の力を結集し、新たな魅力と活力の創造に努め、誰もが真の豊かさを実感できる地域の実現を目指して、特別地方公共団体である「東三河広域連合」を設立します。

目 次

第 1 広域計画の策定趣旨	1
第 2 広域計画の項目	1
第 3 広域計画の対象区域	1
第 4 第 1 期広域計画の取組の総括	1
第 5 広域計画の推進方針	5
第 6 広域連合及び構成市町村が行う事務	6
1 共同処理事務	
2 広域連携事業	
3 権限移譲事務	
4 地方創生事業	
5 その他	
第 7 広域計画の期間及び改定	13

第1 広域計画の策定趣旨

東三河広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務の方針を示すものであり、広域連合及び構成市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）が密接に連携し、広域連合の事務を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき策定するものです。

第2 広域計画の項目

広域計画は、東三河広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。

- ・広域連合の処理する事務に関する連携して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事務
- ・広域計画の期間及び改定に関する事務

第3 広域計画の対象区域

広域計画の対象となる区域は、構成市町村の区域とします。

第4 第1期広域計画（平成27年度～令和元年度）の取組の総括

広域連合は、設立以来「共同処理事務」「広域連携事業」「権限移譲事務」の3つを取組の柱に据え、広域的に実施することで大きな効果を見込める事業を実施するとともに、人口減少・高齢化への対応として『東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、東三河地域の持続的な発展に向けた事業として「地方創生事業」を実施しました。

1 共同処理事務

（1）介護保険に関する事務

平成 28 年度から準備を進めてきた介護保険に関する事務については、平成 30 年 4 月から保険者統合を行い広域連合での事業を開始し、東三河地域の介護保険基盤の充実と安定的な介護サービスの提供、安心して暮らせる地域づくりを目指す取り組みを実施しました。介護保険者の統合によって、地域密着型サービスの市町村間での相互利用が可能になるなど、市町村の区域を越えた広域的なサービスの提供によりサービスの拡充を図るとともに、東三河 8 市町村の窓口であればどこでも介護関係の手続きができるようになり、住民の利便性が向上しました。

（2）老人福祉法に規定する事業及び施設の認可等に関する事務

愛知県から事務権限移譲を受け、老人福祉法に基づき養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対し、指導監査や事業及び施設の認可をはじめとする事務を平成 30 年 4 月から開始しました。

（3）滞納整理に関する事務

平成 28 年度から広域連合による滞納整理事務を開始し、構成市町村から移管された高額・困難事案について東三河地方税滞納整理機構と協働して早期の納税指導・積極的な滞納処分を進めることで滞納額の縮減を図るとともに、市町村職員向けの税務研修や公売実地研修等を実施することで徴収技術の向上を図りました。

（4）社会福祉法人の認可等に関する事務

利用者が安心して福祉サービスを受けられるよう、適正な法人運営及び健全な社会福祉事業の経営を確保するため、社会福祉法人の定款変更の認可等に関する事務を行うとともに、関係法令に基づき、法人運営等について指導監査を実施しました。社会福祉法人制度改革への対応について、社会福祉法人に対する適切な情報提供と指導監査を実施しました。

（5）障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

障害支援区分認定審査会を設置し、専門職確保による審査体制の強化を図るとともに、公平・公正かつ迅速に障害支援区分が判定できるよう効率的な審査会の運営を実施しました。

（6）消費生活相談等に関する事務

広域連合構成市町村内に 5 カ所の消費生活相談窓口を設置し、消費者からの

相談に応じ問題解決に向けての斡旋を行うとともに、多様化、巧妙化する消費者問題に対応できる消費者の育成を目指し、消費生活相談員、落語家、漫談家による出前講座等を開催し、消費者被害未然防止のための啓発活動を行いました。また、消費生活相談員を積極的に研修へ参加させるなど人材育成に力を入れ、消費生活相談体制の充実に努めました。

（7）航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務

統一的な品質の確保された広域的な図面を作成するため、平成28年度に広域連合全域の航空写真を撮影し、平成29年度に都市計画区域等の基本図を作成したほか、令和元年度に都市計画区域の航空写真撮影及び簡易オルソフォトデータを作成しました。

（8）一般旅券の発給申請の受理等に関する事務

愛知県から事務権限移譲を受け、平成31年4月1日から事務を開始しました。広域連合構成市町村のどの窓口においても一般旅券の発給申請の受理や交付等を可能としたことで地域住民の利便性が向上しました。

2 広域連携事業

（1）広域にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務

東三河の特産品の販路拡大や誘客に繋がる東三河ブランドショップの設置に向けて、平成27年度に「東三河アンテナショップ実現可能性調査」、平成28年度に「東三河ブランドショップ実証実験」、平成29年度には「東三河ブランドショップ事業計画」の作成を実施し、実現性や実効性の検証を行いました。

3 権限移譲事務

（1）事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務

住民の暮らしの向上や地域の持続的発展に繋がる事務についての検討と調整を行った結果、平成30年度から介護保険法及び老人福祉法に基づく事務、令和元年度から一般旅券の発給申請の受理等に関する事務について、愛知県から権限の移譲を受け広域連合において事務を実施することになりました。また、児童相談所と保健所の権限移譲に係る調査研究として、広域連合が設置する場合の効果と課題や組織体制等についての検討を行いました。

4 地方創生事業

（1）東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事務

平成28年度に東三河人口ビジョン及び東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。策定以降、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会において委員の意見を聴くとともに、東三河まち・ひと・しごと創生本部において効果を検証し、計画の改定を行いました。

（2）東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する事業

平成30年度から東三河特産品の販路拡大事業として、県内2カ所の商業施設において東三河物産展を開催し、東三河の事業者の販路拡大と観光PRを行いました。また、若い世代の転出抑制事業として、大学生等の東三河の企業への就職意識を高めるため、東三河の大学生等が気軽に地元企業と交流できる機会を提供する「まじカフェ」を開催したほか、令和元年度では、地域外の若者等の人材還流を促進するため、名古屋圏の学生を対象とした企業との交流会の開催、名古屋圏で開催されるインターナンシップフェアに出展する企業への支援に取り組みました。

5 その他

（1）構成市町村が一体となって取り組む事業

東三河地域内の交流促進を図るため、東三河地域の小中学生を対象にほの国こどもパスポートを活用した公共施設を巡るスタンプラリーを実施しました。また、東三河の知名度向上と誘客を図るため、東三河観光PRポスター9種類の作成、女性向け月刊誌とタイアップした記事広告の掲載やWEB上への記事広告の発信を行いました。

第5 広域計画の推進方針

広域連合が掲げる事務を総合的かつ計画的に推進するため、広域連合と構成市町村が相互に役割分担とともに、東三河県庁や東三河広域経済連合会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、効果的・効率的な運営に努めます。

また、構成市町村の議会や住民の意見を踏まえながら、行政サービスの維持向上に繋がる事務の共同処理を進めるほか、広域にわたる新たな連携事業や権限移譲事務などに順次取り組みを拡げ、将来にわたって「成長する広域連合」を目指します。

1 共同処理事務

行政サービスの維持向上に繋がるよう既存の事務を着実に実施するとともに、より効果的・効率的な事務処理に努めていきます。

2 広域連携事業

住民サービスの向上、行政事務の効率化、経済的合理性、広域連合での実施の妥当性・実現性の観点から広域連合で行うことが効果的な事業を実施するとともに新たな連携事業の検討を行います。

3 権限移譲事務

地方分権改革を進めるため、権限移譲の受け皿となる体制を整備していきます。

4 地方創生事業

東三河創生戦略（東三河人口ビジョン及び東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づき、構成市町村等の関係団体と連携を図りながら、東三河の振興に寄与する事業を展開していきます。

第6 広域連合及び構成市町村が行う事務

1 共同処理事務

(1) 介護保険に関する事務

広域連合は、地域住民がいつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現を目指すため、介護保険に関する全ての事務を行うとともに介護サービスの維持・向上や介護基盤の安定を図ります。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・被保険者の資格の取得、喪失、異動等の資格管理に関する事務を行います。
- ・介護認定審査会の運営など要介護認定及び要支援認定に関する事務を行います。
- ・介護保険給付費の支払いなど保険給付に関する事務を行います。
- ・介護保険の事業方針や介護保険料などを定める介護保険事業計画の策定に関する事務を行います。
- ・介護保険料の賦課及び徴収に関する事務を行います。
- ・地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務を行います。
- ・事業者の指定や事業者に対する指導監査などの事務を行います。
- ・施設の指定、施設の開設の許可や施設の開設者に対する指導監査などの事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合から委託された認定調査事務を行います。
- ・広域連合から委託された地域支援事業を行います。
- ・広域連合が策定する介護保険事業計画に関して意見を述べます。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(2) 老人福祉法に規定する事業及び施設の認可等に関する事務

広域連合は、老人福祉法に規定する事業及び施設の健全運営と適切な事業運営を確保するため、事業及び施設の認可等をはじめとする事務を専門性の高い体制にて行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・老人居宅生活支援事業の開始、変更、廃止等の届出の受理などの事務を行います。
- ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置、変更、廃止等の届出の受理などの事務を行います。
- ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置、変更、廃止等の届出の受理又は認可などの事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(3) 滞納整理に関する事務

広域連合は、住民負担の公平性を確保するため、差押や換価等の権限を持って、地方税及び国民健康保険料の効率的かつ効果的な滞納整理事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村から移管を受けた滞納事案について、納税折衝、財産調査、滞納処分等の滞納整理事務を実施します。
- ・構成市町村の税務職員を対象に、地方税に係る研修を実施します。
- ・構成市町村からの滞納整理事務に関する相談等に対応します。

○構成市町村

- ・広域連合へ移管する高額・徴収困難などの滞納事案を選定し、移管の手続きを行います。
- ・移管事案の滞納者に対し、広域連合が滞納整理を行う旨の告知を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(4) 社会福祉法人の認可等に関する事務

広域連合は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の健全経営と適切な事業運営を確保するため、法人の認可をはじめとする事務を専門性の高い体制で行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・法人の設立、合併、解散の手続き等の認可に関する事務を行います。
- ・法人の定款変更などにかかる申請、届出の受理等の事務を行います。
- ・法人に対する各種証明交付に関する事務を行います。
- ・法人の業務及び財務状況などについて、法令に基づき指導監査を実施します。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(5) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

広域連合は、障害支援区分認定審査会を設置し、委員となる医師や社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を確保するなど審査体制の強化を図るとともに、より公平・公正かつ効率的な審査会の運営を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・障害支援区分認定審査会を設置し、運営します。
- ・構成市町村が行う一次判定の結果を踏まえ審査会による二次判定を行います。
- ・二次判定結果を構成市町村に通知します。

○構成市町村

- ・障害者本人又は障害児の保護者が行う認定申請の受付を行います。
- ・認定調査員の調査結果等をもとに一次判定を行います。
- ・疾病、身体の障害の内容、精神の状況等に関する医師の診断結果を、一次判定の結果に添えて広域連合に提出します。
- ・審査会での判定結果に基づき障害支援区分及び有効期間を認定するとともに結果を申請者に通知します。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(6) 消費生活相談等に関する事務

広域連合は、複雑・高度化する消費者問題から住民の消費生活の安全を守るために、専門性の高い相談体制への強化とサービスの充実を図ります。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村内に窓口を設置し、消費者からの相談に応じるとともに処理のためのあっせんを行います。
- ・相談員の能力の向上や体制の充実を図ります。
- ・消費者安全の確保に必要な情報を収集し住民に対して提供します。
- ・都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換します。

○構成市町村

- ・広域連合が行う消費生活に関する相談や啓発等への協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(7) 航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務

広域連合は、広域的な地域づくりなどに役立てるため、統一的な品質の確保された広域図面を一括して作成します。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・航空写真撮影及び地形図データ作成業務の設計、発注、監督及び成果品の検査を行います。
- ・成果品の広域的な活用方法についての検討を行います。
- ・構成市町村が必要とするデータを提供します。

○構成市町村

- ・広域連合から提供されたデータを様々な分野で活用します。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(8) 一般旅券の発給申請の受理等に関する事務

広域連合は、地域住民の利便性の向上を図るため、一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村内に窓口を設置し、一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務を行います。
- ・構成市町村窓口で受理した発給申請を取りまとめ、愛知県東三河旅券センターへ送付します。
- ・愛知県東三河旅券センターで作成された一般旅券を構成市町村の窓口へ送付します。

○構成市町村

- ・広域連合が行う一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務への協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

2 広域連携事業

(1) 山村都市交流拠点施設の整備に関する事務

広域連合は、上下流交流の推進並びに東三河地域外からの人の流れの創出を目的とした山村都市交流拠点施設の整備に関する事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・施設建設など、山村都市交流拠点施設の整備に関する事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務などへの協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(2) 広域にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務

東三河地域の新たな魅力と活力を創造し、持続可能な地域づくりを進めるため、新たな連携事業の調査研究を行うとともに事業の具体化に向けた検討を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・東三河地域のさらなる振興発展に資する分野での新たな連携事業に関する調査研究を行います。
- ・調査研究に基づき事業の具体化に向けた検討を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う調査研究への協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

3 権限移譲事務

(1) 事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務

住民の暮らしの向上に繋がる事務や地域の持続的発展に繋がる事務を広域連合で行うことにより地域の自立力を高めるため、国や県からの事務権限の移譲に向けた調査研究を行うとともに国や県との調整等を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・住民の暮らしの向上に繋がる事務の権限移譲に関する調査研究を行います。
- ・地域の持続的発展に繋がる事務の権限移譲に関する調査研究を行います。
- ・国や県との調整等を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う調査研究への協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

4 地方創生事業

(1) 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事務

広域連合は、人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化に対し、主体的に地方創生に取り組むため、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・東三河人口ビジョンの策定を行います。
- ・東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び改定を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(2) 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する事業

広域連合は、東三河の地域力と自立力を高め、将来にわたり「しごと」と「ひと」の好循環を生み、地域全体の発展に繋げていくため、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・東三河物産展開催事業など、東三河特産品の販路拡大に関する事務を行います。
- ・東三河の企業への就職促進事業など、若い世代の転出の抑制に関する事務を行います。
- ・地域外へ転出した東三河出身者と東三河の企業等とのマッチングの機会を創出する事業など、若者等の人材還流に関する事務を行います。
- ・新たな技術や発想で産業にイノベーションを起こせるような人材の育成を支援する事業など、地域産業を担う人材育成支援に関する事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務などへの協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

5 その他

(1) 構成市町村が一体となって取り組む事業

東三河地域の結びつきを一層強化するため、構成市町村が一体となって取り組む公共施設の相互利用、職員研修、情報発信に関する事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村における公共施設の相互利用を促進します。
- ・広域行政に関する職員研修を行います。
- ・ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、東三河地域の魅力などの情報を発信します。
- ・その他構成市町村が一体となって取り組む事業の連絡調整等を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務などへの協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

第7 広域計画の期間及び改定

第2期広域計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間とし、計画期間の満了前に見直しを行います。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、隨時改定を行うものとします。